令和８年

第２回農業委員会総会議事録

令和８年２月６日（金）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

―　議　　事　　日　　程　―

１　議事録署名委員の指名
２　会　期　の　決　定
３　議　　事
４　報　　告

―　本日の会議に付した事件　―

日程第１　議事録署名委員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　議事（議案第１号から第２号）
日程第４　報告（報告第１号から第３号）

―　委員及び出欠委員の氏名　―

議　　長　　堀　　正

委員の定数　　２５名
委員の現在数　　２５名

出　席　委　員（２５人）

１番	白山　一男	２番	高原　和重
３番	林　　康弘	４番	土佐　好廣
５番	木下　栄作	６番	川腰　康子
７番	山本　康雄	８番	田邊　秀男
９番	樋上　　豊	１０番	島倉　忠悦
１１番	長谷　吉宗	１２番	長谷川　達夫
１３番	髙橋　　彰	１４番	堀　　正
１５番	表　　隆夫	１６番	齊田　博美
１７番	松井　　正	１８番	明石　　茂
１９番	末永　久義	２０番	炭谷　一三
２１番	坂井　吉三郎	２２番	瀧田　秀成
２３番	髙越　　博	２４番	山崎　善夫
２５番	北田　幹夫		

欠　席　委　員（０人）

議事日程

第１　議事録署名人の指名

第２　会期の決定

第３　議案第　１ 号 農地法第３条の規定による許可申請について
　　議案第　２ 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

第４　報告第　１ 号 農地法第18条第６項の規定による通知等について
　　報告第　２ 号 農地法第３条の３の規定による届出の受理について
　　報告第　３ 号 農地法第５条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

　　射水市農業委員会事務局
　　副 主 幹　　清水　知昭　　主　　査　　矢野　貴之
　　主　　事　　新保　有紗

　　射水市農林水産課
　　主　　任　　浅木　恵美

会議の概要

開会時刻　午後１時５８分

議長（堀会長）
　ただいまから、令和８年第２回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
　これより本日の会議を開きます。

―　議事録署名委員の指名　―

議長（堀会長）
　まず、日程第１　議事録署名委員の指名を行います。
　本総会の議事録署名委員は、会議規則第２１条の規定により、議長において「３番　林委員」「４番　土佐委員」を指名いたします。

―　会　期　の　決　定　―

議長（堀会長）
　次に、日程第２の会期の決定についてお諮りします。
　本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）
　異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定しました。

―　議　　事　―

議長（堀会長）
　次に、日程第３　議事についてお諮りいたします。
　各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

―　（議案第１号の説明・表決）　―

議長（堀会長）
　まず、議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
　本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）
　議案書により説明。

議長（堀会長）
　以上で事務局の説明が終わりました。
　これより、各案件に対する質疑に入ります。
　質疑ありませんか。

議長（堀会長）
　質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
　お諮りします。議案第１号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声　起きる）

議長（堀会長）
　ご異議なしと認めます。議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）
　全員挙手です。よって、議案第１号の申請については、許可することに可決されました。

―　（議案第２号の説明・表決）　―

議長（堀会長）

次に、議案第２号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

堀会長

借り手が個人から法人に変更になった場合、中間管理機構の契約は全てやり直しになるのか。

事務局（浅木）

中間管理機構から個人の契約を中間管理から法人の契約に変更するだけである。分かりやすくするため所有者の名前も議案書載っているが、本来は必要ない。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第２号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声　起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

議案第２号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。よって議案第２号については、原案どおり決定することに可決されました。

―　報　　告　―

議長（堀会長）
次に日程第４　報告です。

―　（報告第１号の説明）　―

議長（堀会長）
次に、報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知等について議題といたします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）
議案書により説明。

議長（堀会長）
以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）
これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

―　（報告第２号の説明）　―

議長（堀会長）
報告第２号　農地法第３条の３の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）
議案書により説明。

議長（堀会長）
以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）
質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いいたしします。

―　（報告第３号の説明）　―

議長（堀会長）

報告第３号　農地法第５条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第２条第２号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和８年第２回総会を閉会します。

閉会時刻　午後２時３８分

議　　長

署名委員

署名委員